

生 衛 第 567 号
令和5年10月20日

各保健所長 殿

保健医療部長

水質検査結果の公表及び連絡体制について

このことについて、岡山県水道水質管理計画（令和3年3月改定）のとおり定めているところですが、今般、次のとおり不適切な事案が発生しました。

つきましては、貴管内の大臣認可を含むすべての水道事業者（簡易水道事業者を含む。）及び水道用水供給事業者へ対し、公表手順及び県生活衛生課等関係機関への連絡体制をはじめ同計画に定める事項について再度確認するよう周知方よろしく申し上げます。

記

- ・ 検査結果の公表について事業者が定める方法（ホームページでの公表）で適切に行われていなかった。
- ・ 検査結果が目標値を超過していたが、県生活衛生課及び保健所に連絡をしていなかった。
- ・ 異常を探知しながら必要な対応を行わなかった。

（岡山県水質管理計画 抜粋）

第4 その他の事項

4 水道事業者等は、水道水質基準項目の検査結果を、水道の利用者にホームページ等で公表するとともに、県から検査状況について報告の求めがあった場合は応じるものとする。

また、検査結果が基準値及び目標値を超過して検出され、異常があると判断される場合は、速やかに県生活衛生課等関係機関に連絡するとともに原因究明を行うものとする。